

新型コロナウイルス感染症対策推進課からのお知らせ

新生児特別定額給付金について

新型コロナウイルス感染症拡大による困難な状況のなかで、新生児を育てる世帯を支援することを目的として、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金の給付対象者とならなかった新生児を対象に小松島市独自の給付金を支給します。詳しくは下記までお問い合わせください。

【対象となる新生児】

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、小松島市で住民登録された新生児

【支給対象者】

①新生児と同じ世帯に属する父または母

②特別な事情等により新生児が父および母と別の世帯に属する場合、現に監護している祖父母等

①、②の方のうち、下記のいずれかに該当する方

- ・令和2年4月27日以降、申請日まで引き続き小松島市に住民登録されている方
- ・令和2年4月27日時点で小松島市に住民登録されており、子どもが生まれたのち転出した方
- ・令和2年4月28日以降に小松島市に転入し、申請日まで引き続き住民登録されている方

※他の市区町村から同様の趣旨の給付金等を受給している場合は、対象外となります。

※現に新生児を監護している方で、虐待等により住所地から避難されている方は、別途お問い合わせください。

【給付額】 対象となる新生児1人につき10万円

【案内通知】 支給対象者の方には、給付金支給に関する案内通知および申請書をお送りします。

誕生日(転入日)	通知発送予定日
令和2年4月28日から同年9月30日まで	令和2年10月20日(火)
令和2年10月1日から同年11月30日まで	令和2年12月21日(月)
令和2年12月1日から令和3年1月31日まで	令和3年2月22日(月)
令和3年2月1日から同年4月1日まで	令和3年4月20日(火)

【申請期限】 令和3年5月31日(月)まで(当日消印有効)

【申請方法】 (1) 郵送申請 同封の申請書に必要事項を記入し、添付書類を貼り付け返信用封筒に封入し投函

(2) 窓口申請 市役所1階「新型コロナウイルス感染症ワンストップ総合相談窓口」まで

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

【税務上の取り扱い】 給付金は、小松島市の独自事業のため、一時所得として取り扱われます。

他の一時所得との合計額が50万円を超える場合は課税対象となります。

サーマルカメラを貸し出します

新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、本市で所有するサーマルカメラ(体温を検知する機能を搭載したカメラ)の貸出を実施します。各種イベントの開催等の際に、ぜひご活用ください。

貸出の詳細や申請方法等については、市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【貸出対象者】 次のいずれかに該当する方

- ・小松島市内に住所を有する方
- ・小松島市内に本社または営業所等が存在する事業者
- ・小松島市内において催し物やスポーツイベント等を開催しようとする方または事業者

【貸出期間】 原則として貸出をした日を含めて1週間以内

【貸出台数】 原則として1台

貸出料は
無料!

【お問い合わせ先】 市新型コロナウイルス感染症対策推進課(市役所4階) ☎34・9014 / FAX32・3522
Mail: coronataisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp